

三重とこわか国体亀山市施設整備基本計画

1 目的

三重とこわか国体において、本市で開催される競技会の施設整備については、「亀山市開催推進総合計画」に基づき、既存施設の有効活用に努め、競技運営に支障がないよう整備を行う。

2 内容

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

練習会場については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、できる限り既存施設を活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体、施設管理者等と協議の上、整備する。

(4) 仮設給排水施設整備

接待所、トイレ等で、仮設給排水が必要と認められる箇所については、関係機関と協議の上、整備を行う。

(5) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会参加者や一般観覧者の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。